

スクラム

2022年2月号
第202号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

カンさんの再出発に祈りを込めて



2022年1月16日 出発の日のカンさん（左から2人目）

カンさんの出発に思う

執行委員 尾坂紀生

2022年1月16日（日）、香川県観音寺市で農業に従事していたカンさんが仙台へ転居していった。昨年5月に本来の希望だった農業に就いて仕事に奮闘してきたのだが、約8か月で大きな方向転換となった。仕事を辞め、日本語学校に入学するための引っ越しだった。前日の夜まで働き、当日は慌ただしい出発となった。荷物はスーツケース2つだけ。彼のことを振り返り、そこから見えてくる課題を総括しておかねばならないと思われた。

彼が技能実習生として来日したのは2年前の2020年の1月。岡山の会社で働くことになったが、彼が希望した農業ではなかった。後でわかったのだが、ベトナムの送り出し機関がカンさんに無断で彼の履歴書に「とび職希望」「とび職の経験あり」と偽りの記述をしていた。しかも、この会社はとび職の実習をまったく行わず、巨大ガスタンクの内部清掃をやらせていた。賃金はまともに払わず時間外労働代も支払わなかった。社長は日本語の分からないカンさんを罵倒し、暴力でいじめ続けた。恐怖に耐えられず逃げたカンさんはスクラムユニオン・ひろしまとつながった。

2020年11月に私たちはカンさんに初めて会い、未払い賃金の支払いやパワハラへの慰謝料を請求する団交が始まった。全面拒否の姿勢だった会社側もパワハラの実態が明らかになる録音（カンさんが必死で録音していた）の存在によって、自らの非の一部を認めざるを得なくなった。時間はかかったが謝罪と和解が成立し、次の仕事探しがはじまった。

彼の希望である農業の仕事は周辺にはなかった。また、ビザの変更に相当の時間を要した。ようやく見つかった香川の農業経営者に移ることができたのが2021年5月のことである。彼は念願の農業の仕事に就くことができた。

ところが、仕事は過酷を極めるものだった。早朝5時から夜の8時9時まで続く15時間労働。時給は900円。休みはよほど天気が荒れた日だけだ。炎天下の8月は1か月間で1日も休みがなかった。彼の体は悲鳴を上げ、いたるところに湿布を貼って変調をごまかした。当初64kgだった体重は58kgになった。彼は「これも違う」と思った。農業しながら徐々に日本語が上達し、日本の社会人に近づけるはずだという期待は見事に裏切られた。朝から晩まで日本語もベトナム語も話さず黙々と土にまみれて野菜と格闘する日々。「ベトナム語も忘れそうだ」と思ったこともあるそうだ。疲労困憊し、6畳1間の部屋に帰ってなんとか風呂に入り、大量に作り置きした料理を掻き込んで寝るだけ。日本語の勉強なんてまったくできない。「このままでは終われない！」と一念発起した。

ネットを検索しまくって見つけたのは『学生ビザ取得（ビザの変更）もできます。卒業後の大学留学の実績を誇っています。』というバラ色の謳い文句で飾られた、仙台の日本語学校のHPだった。

すぐに連絡を取り資料を送ってもらった。

現在彼の在留資格は「特定活動」であるが、このビザでは学校に入学できない。このビザは「本来帰国すべきだが、何らかの合理的理由がある場合に特別に在留を許す」ためのものであり、就労も基本的には認めない。「就労可」の好条件を付けさせたのもユニオンの力だった。それを「学生ビザ」に変更するのは通常ならばほぼ不可能（広島入管の言）であった。しかし、仙台の日本語学校は、「（無理だとされる）ビザ変更の実績がある」と謳っている。カンさんの向学心や希望の灯がメラメラと燃え上がった。「日本語の能力を伸ばすことで、これまでの『搾取』『奴隷』状況を脱するのだ」と考えた。しかし、私たちは懐疑的だった。一部で問題になっている日本語学校の「儲け主義」「甘言」「怪しさ」の実態も伝える。実際、彼が入学しようとしている学校も裁判沙汰の問題を起している。だが、一切彼は振り返らない。「ぼく、大丈夫」「心配ありがとう。でも私OKです。」という前向きな反応ばかりだった。

ビザ変更の手続きは高松の入管で行い、最終決定は仙台入管で行われる。彼は、うまくいくと信じて出発した。こうなった以上、私たちも信じたい。学生ビザが取れば、指定された期間（1年前後）は日本語学校の学生として日本語を集中的に勉強できる。また、「1週間に28時間以内のアルバイト」も許可され、それを生活の糧とするという。授業料はトータル100万円前後必要になる。彼が命を削って農業で稼いだ貯金がつぎ込まれてしまう。だから、なんとかうまく行ってほしい。

彼の成功を祈りながら総括してみたい。一つは、技能実習生制度は資本主義社会のひずみを如実に現しているということ。金儲けに人間性を奪われてしまった人たちが群がっている。送り出す側は何百万円もの紹介料や手続き費用を納めさせる。受け入れ側は企業へ人材を斡旋するごとに毎月お金が入り続ける。企業は最低賃金で劣悪な労働を強いて自らの懐を温める。実習機構はそれを放置している。負の連鎖がそこにある。正社員は非正規よりまし、非正規は実習生よりまし、実習生は母国の暮らしよりまし…という差別構造にあぐらをかいた構造が確立してしまった。

二つめはこの国の政治制度の問題である。なんと言っても技能実習制度や入管の制度をつくっているのは日本政府なのだ。政治家の責任は重大である。

三つめは発展途上国出身の人への日本人の差別意識が内面深く貫徹していることである。カンさんの勤務した会社の社長たちは「お前らを雇ってやった。自分はまちがっていない。むしろ、いいことをしている」くらいにしか思っていない。差別とは差別する側が決めることではない。このことを、この国の人々は学びなおす必要がある。

四つめは入管の姿勢の問題である。外国人、特に発展途上国出身の人への対応は排除・差別的で

ある。侵すことのできない人権を持った人格として大切に対応することがない。犯罪予備軍を扱うような対応をし続けている。改革が必要である。

五つめはユニオンの存在の大切さである。カンさんの厳しい状況をなんとかしようとしたのはユニオンだけではなかったか、と思う。もちろん、ユニオンでも手に負えない状況・問題はたくさんあるが、彼のような人を守る最後の砦としての存在価値は極めて大きい。その自負を組合員みんなでも共通にもちたいものである。そして、何より大事なものは、カンさんのような社会の最も底辺であえぎ苦しんでいる人にユニオンが学ぶことである。上から目線で「支援」などと思わずに、彼らを自分のあり様を問う価値ある存在としてつながることだ。そういう意味で、これは彼らの問題ではなく自らの問題なのだ。だから、ユニオンは外国人労働者問題にかかわるのだ。



2021年3月 ユニオンの会議に参加するカンさん 体重は64キログラムあった

闘争短信

退職勧奨を受けた労働者からの相談

A産業に勤めるBさんから「退職勧奨を受けたのだが、どうしたらいいか」という相談があった。Bさんは、コロナ軽症者を宿泊させるホテルでの仕事を担当していた。1か月単位の期間雇用社員であった。一生懸命に働くことが評価され、昨年9月から夜勤のリーダーに抜擢された。彼は責任感を持って、現場指導に当たっていた。ところが、そんな彼に対して、12月半ば、一緒に働いているメンバーから「怖い」、「一緒に働けない」という声が上がったと言う。このままでは退職者が出そうなので他の職場に移ってほしいと、会社からの面談があった。提示された賃金などの労働条件は、大幅に切り下げられたものであった。

Bさんは、この面談を自分に辞めてほしいという退職勧奨と受け取った。もし、本当に同僚など

から自分の指導に不満や批判があるのなら、話し合いの場を持つとか、事実確認を行うとか、過程があってもいいのではないかな？なぜ、自分だけが一方的に悪者扱いされ、現場から外されなければならないのかという疑問が募った。辞めてもいいが、あまりにも不公平だという相談であった。

Bさんの希望は、原職に戻るつもりはない。だけど、シフトは1月3日まで出されていたので、それまでの賃金は保障してもらいたいというものだった。スクラムユニオンの判断は、1月までの賃金補償と1か月分の解雇予告手当相当分を支払うこと、離職票を「会社都合」で出すことの2点で要求するとした。団体交渉の結果、1月末日での退職と解決金の支払い、「期間満了」の離職票を出すことで合意した。

フォーブル – 未払い残業代を求める闘い



フォーブルの乗務員は「拘束時間が長い勤務が多くて体がきつい」「このままだと人身事故を起こさないか不安だ」、こんな思いで毎日働いている。ところが、会社は長時間働かせておいて、賃金さえ、まともに支払っていない。

会社は「ゼロ回答」

ユニオンは昨年11月24日、Bさんの未払い残業代を請求した。ところが、会社は回答を引き延ばしたうえ、1月14日、具体的な計算根拠を全く示さず、「雇用契約書・就業規則に基づいて支払っており不足額はない」という「ゼロ回答」を行なってきた。直ちに抗議し、BさんとAさんの未払い残業代を議題とした団交を要求した。

労基法に基づく未払い残業代計算を認める

2月7日の団交で、会社は自ら主張する変形労働時間制が労働基準監督署から認められず、1日8時間、週40時間を超えたら割増賃金を払うよう改善を求められていると明かした。そして、二人に対して労基法に基づいて残業代計算することを認めた。

われわれは、会社の定める始業時間・終業時間どおりに計算しても、Bさんの未払い残業代は約20万円、Aさんの未払い残業代は約31万円となる計算根拠を示した。会社は、二人の未払い残業代について早急に精査をすることを約束した。

組合は始業時間・終業時間等の見直しを要求

乗務員は点呼の10分前、本社敷地内でアルコールチェックを受けてから離れた車庫にマイカーで移動している。会社は点呼時間からが始業時間としているが、組合は点呼時間よりも10分前のアルコールチェック時間をもって始業時間であると指摘している。これは当然のことである。

帰庫後の乗務員の仕事量や車庫から本社への移動に要する時間などの実態を考慮すれば、会社の定める「帰庫から10分後」が終業時間ではなく、これよりも15分遅い時刻が終業時間となる。われわれはこのことを認めるよう強く要求した。

また、義務となっている公休日の定例会参加・健康診断受診を休日勤務扱いとすることを重ねて要求した。こうした見直し要求に基づけば、Bさんに約32万円、Aさんに約48万円の未払い残業代がある。この支払を求める要求書を提出し、次回2月28日に団交を設定した。

岡山市ビルクリーニングの実習生

2019年3月、岡山市のビルクリーニング実習生としてチャンさんは来日した。その際に、勤務先から1か月分の給料を前渡金として受け取った。渡航間もない実習生の状況に配慮した勤務先の好意ではあったが、実習生たちは修了時に返金することなど聞いておらず、修了を目前にして給料からの差し引き金額を見て驚愕した。

2021年12月、延長の打診を受けたチャンさんは、すでに転職の意向を固めており、それを告げたところ、前渡金の返金と部屋のクリーニング代として総額22万円を超える請求を受けた。これは、チャンさんの2か月分の給料にあたる。すなわち、1,2月の給料は実質ゼロとして勤務に当たらなければいけないことになる。しかも、明細にある有給休暇の消化も却下され、途方に暮れた。

知人を介してスクラムユニオン・ひろしまに相談があり、岡山ユニオンと協力して臨むこととなった。1回目の団交が1月31日に行われた。東京に拠点を置く経営者は、チャンさんが実習生の受け入れ第1期生であることを告げ、慎重に言葉を選びながら話を進めた。クリーニングを必要とする部屋の損壊状況が明らかとなる一方、実習生の管理にあたっている職員の杜撰な管理体制、給料明細の虚偽も発覚し、ユニオンの要求を概ね取り入れる和解の流れとなった。

部屋の損壊はチャンさんの不注意によるものではないことが分かり、コミュニケーション不足も多々あることが分かった。1,2月の給与も正当に払われることになり、チャンさんはほっとした様子だった。2月20日以降、有給休暇も取れるようになり、チャンさんは新しい職場に気持ちよく移動できると顔をほころばせた。

ユーシンで働くベトナム人実習生

ベトナム人技能実習生のBさんとTさんは、スクラムユニオン・ひろしまが開催したホットラインで相談に来た。実習企業は、呉市天応にある車部品の製造を行う株式会社ユーシンで監理組合は広島市にある。彼らの職種は、「プラスチック成形、射出成型」と契約書には書かれていた。しかし、

実際やっていた仕事は検品であり、後は掃除とごみ捨てだけだった。入社以来約 2 年間変わらずこの作業で、本来のプラスチック成形オペレーターは一度もやっていない。このことに、不満と不安があり相談に来た。このまま、本来の職種を一度も経験せずに、次の会社に行って、履歴書に「プラスチック成型を 3 年経験」と書かれても、自分たちはちゃんと仕事ができるはずもない、とても不安だと訴えてきた。「このまま本来のプラスチック成形と違う仕事を続けるなら、仕事に行かない」と訴えると「退職届」を出せと言われた。

早速、ユーシンと団体交渉を行った。「資格外活動ではないか」と批判すると、ユーシンは「本来ユーシンはプラスチック成形の仕事はあまりない。現在は機械化され人手はいらない。2016 年ごろ入国管理局に頼まれ、何とか実習生を受け入れてほしいと言われたので、無理して作った部署だ」「だから、資格外活動という認識はなかった」という回答だった。しかし、団交前に本人たちと外国人技能実習機構に行き、資格外活動の訴えをしており機構も調査に入っていたので、「その指導に従って作業内容を変更する」確認と、退職勧奨をやめ、解雇などしないよう確認した。

今後、正しく実習が行われるかどうか、様子を見ていく。

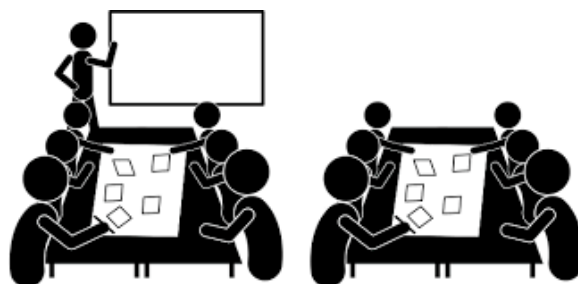
～ふれあい交流学習会～

2022 年の冒頭で、今年の目標に、後継者の養成を行っていくと明記したことに伴い、スクラムユニオン・ひろしまでは、現在隔週で学習会を実施している。基本的に第 1, 3 土曜日の夕方 18 時から行う予定にしている（予定の変更は随時あるため、要問合せ）。現在の中核メンバーが 60 代後半に差し掛かり、組織の若返りと後継者育成は必須だと考えている。

現在は組合員を中心に学習会を行っているが、組合員以外でも興味のある方には、ぜひ参加してもらいたいと思う。ユニオンの成り立ちや、ユニオン活動とその意義などについて、委員長の土屋が中心に話をする形で進めているが、コロナ感染症が落ち着いたら、ワークショップ形式などで、参加型の勉強会として定着していきたいと考えて

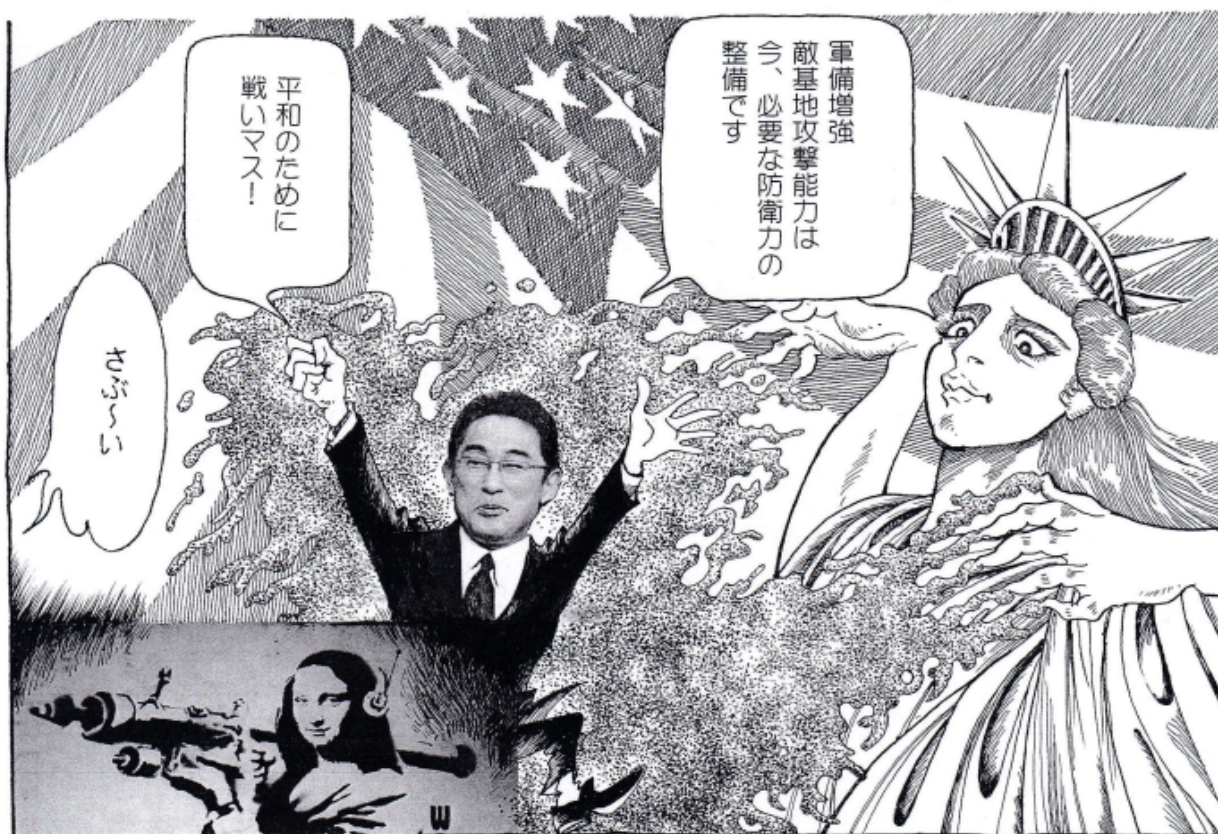
いる。皆様の参加をお待ちしています！！

082-264-2310 までお問い合わせください。



スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

1月の報告 (一部抜粋)	2月の予定 (一部抜粋)
4日 ヴォットさん面会	1日 ミャンマー軍事クーデター1周年
6日 ユーシン団交	4日 フォーブル裁判
7日 アバンセ・フジアルテ団交・三栄産業団交	5日 ふれあい学習会・リキさん聞き取り
9日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	6日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
10日 チャンさん相談(岡山市)	10日 東和裁判
12日 中国帰国者の会	11日 移住連運営委員会(WEB)
13日 パルタック打ち合わせ	15日 県労協幹事会
14日 崔先生ゼミ他(WEB)	16日 移住連事務局会議(WEB)
16日 カンさん見送り(香川→仙台)	19日 ふれあい交流学習会
17日 RCC取材 生活保護相談	22日 本四バス事務折衝
19日 ヒューマン団交・フォーブル分会	23日 実習生ネット
21日 ダイハツメタル団交(WEB)	25日 労働局交渉(最賃)
22日 アスベストユニオン大会	27日 街頭宣伝(最賃)
24・26・28日 ビラまき(フォーブル:大町、上安、大原)	3月2日 県労委審問(エス・アイ・エヌ)
29日 移住連(WEB)・ベトナムの新年会	3月4日 インターソフト裁判 他
31日 アステル団交 他	



まとわり、からみつく「自由」

2022年 1月14日 気まくれ千鳥足